

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

東濃クロスエリア特定業務施設整備事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び可児市並びに岐阜県可児郡御嵩町

3 地域再生計画の区域

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び可児市並びに岐阜県可児郡御嵩町の全域

4 地域再生計画の目標

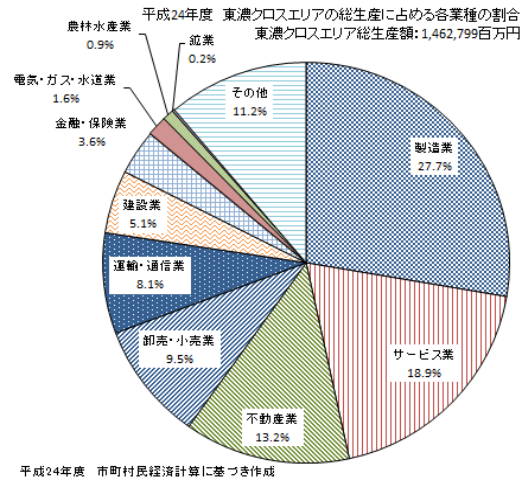
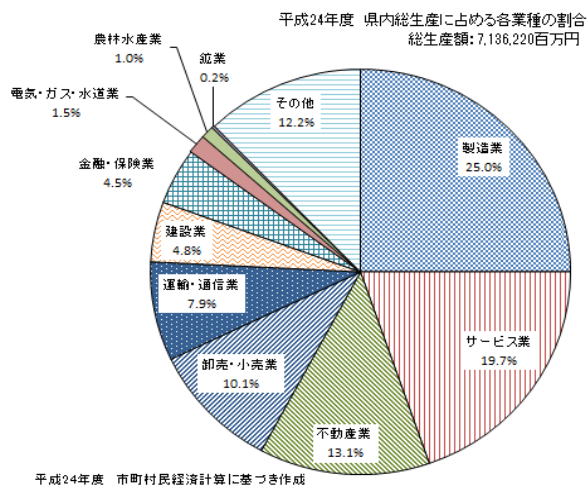
4-1 東濃クロスエリアの産業の特徴

※ 「東濃クロスエリア」とは、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町の6市1町における区域の全域をいう。

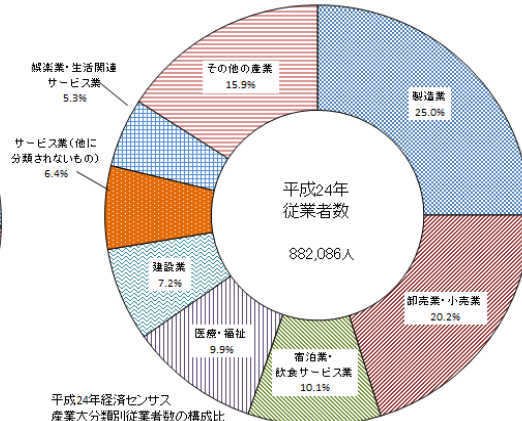
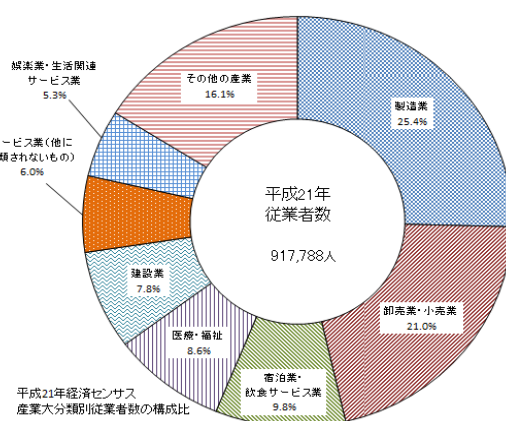
岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。県土の約8割を森林が占め、北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっている。また、古くからモノづくりが盛んで、県内総生産額及び従業者数では製造業の割合が全体の約4分の1を占めており、第2次産業のウェイトが高い産業構造が特徴である。

東濃クロスエリアは、岐阜県の東南部に位置し、南は愛知県、東は長野県と隣接し、木曽川、土岐川といった川沿いの丘陵地や、裏木曽山系などに連なる中山間地域などから形成されている。森林資源が豊富で、かつ過去に大規模な地震の記録がない強固な地盤に恵まれており、総面積は約17万haで県全体の約16%を、人口は約45万人で県全体の約22%を占めている。

当エリアの西部地域では陶磁器産業が盛んである一方、東部地域の木曽川流域では製造過程において大量の水を必要とする紙産業が発展してきた。平成17年の東海環状自動車道東回り区間の開通を契機として、自動車部品メーカーや工作機械メーカー等の進出が相次ぎ、さらには、当該メーカーに部品や材料を供給する切削・溶接・プレス・鍛造・鋳造など、多様な加工技術を持つ企業の集積が形成されている。当エリアの総生産額に占める製造業の割合は、下図のとおり、27.7%と県内全体における製造業の割合（25.0%）を上回っている。



このような状況下、岐阜県全体における従業者数は下表に示すとおり、平成21年には約92万人であったのが、平成24年には約88万人に減少している。



なお、平成26年12月に、岐阜県人口問題研究会が公表した中間報告では、多治見市、土岐市、瑞浪市、可児市及び御嵩町が愛知県への転出や通勤が多くみられる「愛知県通勤型」に、中津川市、恵那市が他地域への転出も通勤も少なく、自市内での就業率が高い「自己完結型」に分類された。こうした中、平成26年岐阜県人口動態統計調査では、東濃クロスエリアにおける社会動態は若年層を中心に、前年と比較し差し引き1,865人減少している。とりわけ、最大の減少要因である「職業上の理由」で、差し引き982人が流出している。このことから、人口流出の緩和に向けて若い世代が安定して働ける良質な雇用の場を創出するための施策として、企業の本社機能移転を当エリアへ促すことが欠かせない重要な施策と言える。

4-2 インフラ整備状況 (交通)

東濃クロスエリアには、名古屋市の周辺30～40km圏に位置する愛知・岐阜・

三重3県の諸都市を環状に連絡し、新東名・新名神高速道路、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道等と広域的なネットワークを形成する高規格幹線道路である東海環状自動車道の東回り区間が位置している。これにより、自動車産業の集積地である愛知県三河地方への利便性が格段に向上している。その他、中央自動車道や国道19号、JR中央本線が東西を貫き、充実した広域アクセスを可能としている。

平成28年から県内で工事が進められているリニア中央新幹線は、東濃クロスエリアを横断し、リニア岐阜県駅（中間駅）及び車両基地（工場）が中津川市に設置される計画となっている。ノンストップの場合、東京へは34分、名古屋へは13分と試算されており、リニア開業後は首都圏、関西圏へのアクセスが劇的に向上するとともに、地域経済の活性化に大きく寄与することが期待されている。既存の交通ネットワークとの連携や再構築を進め、「岐阜県の東の新しい玄関口」として県内アクセス圏域の拡大とともに、東京圏の中核機能のバックアップ場所として優位性の確保を見込むものである。

（支援機関等）

東濃クロスエリアの地場産業である陶磁器産業を支えるため、多治見市には岐阜県セラミックス研究所、多治見市陶磁器意匠研究所、名古屋工業大学先進セラミックス研究センターがあり、土岐市には陶磁器試験場・セラテクノ土岐がある。さらに、多治見市、土岐市、瑞浪市、都市再生機構、岐阜県など関係機関が共同で進めてきた東濃研究学園都市構想の中核的施設として、多治見市に株式会社超高温材料研究センターが、土岐市に核融合科学研究所がある。

また当エリアの支援機関と連携し、支援体制を補完するため、岐阜大学、岐阜薬科大学の理工系大学や岐阜工業高等専門学校を始めとする高等教育機関、ぎふ技術革新センターなどの県試験研究機関、岐阜県産業経済振興センター等の産業支援機関が県内に集積している。

企業における成長市場の獲得、基盤技術力強化等に対応するため、平成31年4月に岐阜大学敷地内に「岐阜県食品科学研究所」が設置され、県内の食品関連企業に対する技術相談、共同研究、高度な分析などでフルサポートする体制が整えられた。また、令和元年6月には、岐阜県工業技術研究所内に新たなモノづくり拠点として、工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所の3つの研究所の機能を集約し、ワンストップサービスに対応する新たなモノづくり拠点として「岐阜県産業技術総合センター」を整備するなど、工業系試験研究機関の機能強化を図っている。

なお、県内3拠点（岐阜市2・多治見市1）に岐阜県総合人材チャレンジセンターを整備し、生活・就労相談業務、就職促進業務をはじめ、地域企業への質の高い人材供給に向けた取り組みを展開している。

また、「男女共同参画・女性の活躍推進センター」において、平成28年11月から結婚、出産、育児等を機に離職した女性の再就業の支援に取り組むとともに、「岐阜県成長産業人材育成センター」を整備し、航空宇宙産業、医療・福祉機器産業等の成長産業に係る人材育成拠点を形成している。さらには、産学金官が連携して、高度技術者の育成、確保及び定着の支援に向けた「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト」を実施するため、平成27年度に当該プロジェクトに関する推進協議会を立ち上げた。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

経済産業省が発表した令和4年の岐阜県における工場立地動向調査結果では、製造業の立地件数が56件で全国3位、立地面積が69.3haで全国3位となり、共に全国平均の19.6件、27.2haを上回る結果となった。

当該立地件数（56件）のうち15件が東濃クロスエリアでの立地であり、大規模な災害に対するリスク回避や充実した交通インフラを背景に進出がなされている。一方で、大型商業施設の開業が予定されるなど、一大商業地としての魅力にも期待が高まっている。

工場立地動向調査（製造業）

（単位：件数、ha、%）

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外
立地件数（件）	26	12	41	20	37	12	41	12	34	10
うち本計画区域	6	5	11	8	11	5	9	2	13	4
割合（%）	23.1	41.7	26.8	40.0	29.7	41.7	22.0	16.7	38.2	40.0
立地面積（ha）	52.5	29.5	44.8	31.0	34.5	10.3	36.6	15.6	98.5	17.2
うち本計画区域	5.9	4.8	15.8	12.2	10.7	4.8	9.1	4.7	84.9	14.2
割合（%）	11.2	16.3	35.3	39.4	31.0	46.6	24.9	30.1	86.2	82.6

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外		うち 県外
立地件数（件）	43	14	53	16	46	16	50	21	56	21
うち本計画区域	16	9	13	6	7	4	15	7	13	8
割合	37.2	64.3	24.5	37.5	15.2	25.0	30.0	33.3	23.2	38.1
立地面積（ha）	56.8	31.8	43.5	14.7	49.8	30.8	75.5	35.1	69.3	49.8
うち本計画区域	36.6	28.0	12.8	6.3	16.7	16.1	13.0	5.0	10.1	8.5
割合	64.4	88.1	29.4	42.9	33.6	52.3	17.2	14.2	14.6	17.1

※県外・・・県外に本社を有する企業の立地

岐阜県では、令和6年（2024年）の東海環状自動車道西回り区間の開通区間拡大を見据え、市町村等と連携し、東濃クロスエリアと併せて350haの新たな工場用地の開発を戦略的に推進していくこととしており、県外からの移転はもとより、地域企業の県内への移転・拡充を見込んでいる。

4-4 地域再生計画の目標

東濃クロスエリアでは、立地環境をより充実させることにより、企業等の特定業務施設の整備（移転・拡充）を積極的に後押しし、地域における就労機会の増大・雇用の場の創出を図ることを目標とする。

【目標1 企業等の特定業務施設の整備件数】

本計画5-3（2）イで定める地方活力向上地域内における東京23区からの移転を伴う特定業務施設の整備（移転型事業の認定件数）を2件、本計画5-3（2）ロで定める地方活力向上地域内における特定業務の整備（拡充型事業の認定件数）を10件とする。

【目標2 就労機会の増大・雇用の場の創出】

企業等の特定業務施設の整備（移転・拡充）により、56人の就労機会の増大、雇用の場の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

岐阜県では、「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、全県下で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略を展開すべく、平成26年8月に岐阜県企業誘致戦略推進本部を立ち上げるとともに、地域（エリア）の特性を生かした企業誘致を推進するため、同推進本部の下に4エリアの推進協議会を設立した。

当エリアにおいては平成26年12月に東濃クロスエリア企業誘致戦略推進協議会を立ち上げ、リニア中央新幹線岐阜県駅と車両基地を活用したリニアテクノロジーの形成と東海環状自動車道東回りを活用した次世代自動車クラスターの形成に向け、地元市町、経済団体及び金融機関が一体となって企業誘致戦略を進めている。

また、平成30年4月にリニア中央新幹線開業を見据えた本社機能移転誘致を推進するため、行政、経済団体及び金融機関を構成員とする「東濃クロスエリア本社機能移転推進会議」を設置し、大都市圏企業の本社機能移転誘致活動を進めている。

この一環として、幅広い業種の本社機能移転・拡充の誘致にも積極的に取り組むべく、県及び当エリアの市町が一体となって5-3（2）のとおり、対象地域を設定するとともに、新規立地をワンストップ窓口で支援し、立地に伴う初期費用の補助や、移住・定住支援などを行っていく。

また、岐阜大学と連携し、県内立地企業のための高度技術者の育成・確保及び定着支援を行う「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会」を立ち上げ、当エリアを含めた県内企業への学生の就職を促進していく。

これらの取り組みにより、企業の本社機能の移転及びエリア内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推し進め、当エリアにおける就労機会の創出を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

特になし

5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例

(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)【A3005】

(2) 地方活力向上地域

イ 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町の一部区域(別紙1のとおり)

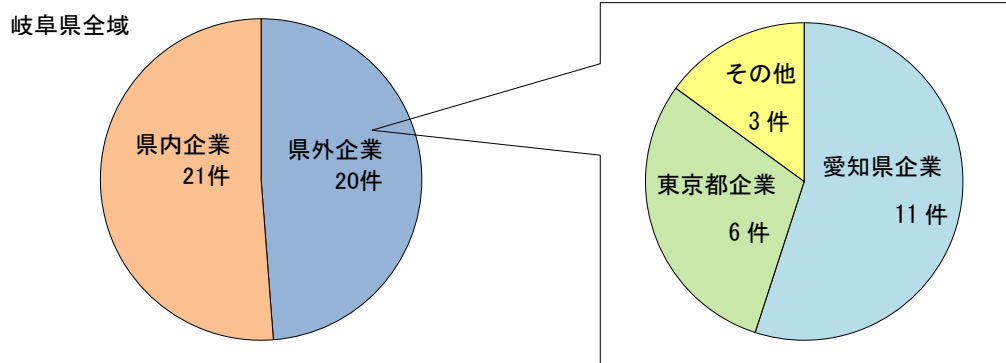
ロ 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地域

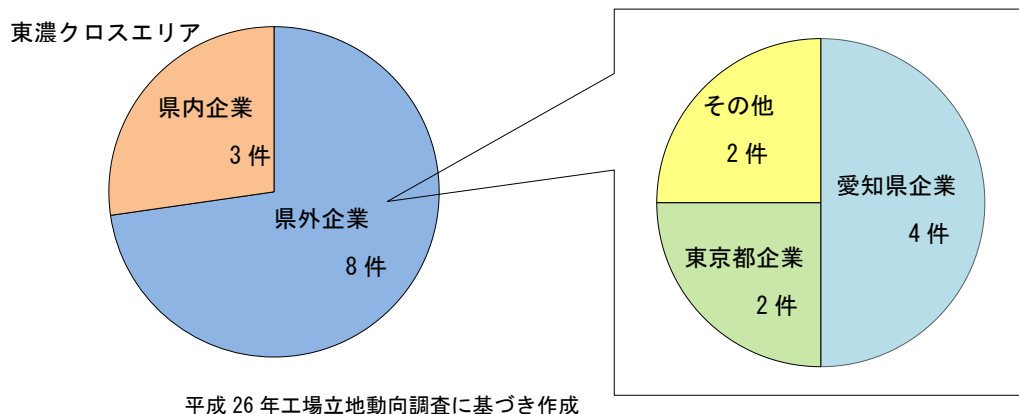
多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町の一部区域(別紙1のとおり)

(3) 地方活力向上地域の設定について

イ 移転型事業の対象地域

地方活力向上地域となる本計画5-3(2)イで定める地域は、事業活動を展開しやすい商業系・工業系用途地域を中心に設定した。平成26年の工場立地動向調査(経済産業省)によると、岐阜県外に本社を置く企業(製造業)の平成26年の立地件数が8件となるなど、県外の企業からも当エリアのポテンシャルの高さが評価されており、東京23区からの移転を伴う特定業務施設の整備(移転)が期待されている。





ロ 拡充型事業の対象地域

拡充型事業の対象地域である本計画 5－3（2）ロの地域は、人口規模が約 45 万人の経済圏で、昼間人口や事業所数は下記のとおりである。

（単位：人・所）

最新の人口 (R4 人口動態調査)	人口 (H22 国勢調査)	昼間人口 (H22 国勢調査)	事業所数 (H24 経済センサス)
431, 602	464, 345	429, 490	21, 550

当該地域は、中央自動車道や国道 19 号、J R 中央本線が東西を貫くことにより、愛知県や長野県へとつながり、自然的社会的経済的な一体性を保持していることに加え、前述した支援機関等の他、金属加工、C A D 等の専門知識を教える岐阜職業能力開発センター（ポリテクセンター岐阜）が土岐市に整備されている。

既に、可児工業団地、中津川中核工業団地、土岐アクアシルヴァ、恵那テクノパーク、瑞浪クリエーション・パーク、グリーンテクノみたけなどの大規模な工業団地が整備されており、輸送用機械製造の株式会社デンソーワイズテック（可児市）、株式会社ジェイテクトギヤシステム（御嵩町）、一般機械製造の K Y B 株式会社（可児市）、株式会社アマダ（土岐市）、電機機械製造の三菱電機株式会社（中津川市・可児市）、株式会社デンソーテンマニュファクチュアリング（中津川市）などが立地しており、拡充型事業の対象地域は既存企業の拡張ニーズに応えられるよう、既存の産業集積地を中心に設定した。

近年では、東海環状自動車道東回り区間の開通を機に、企業の業績回復や大規模な災害に対するリスク回避の観点も相まって、企業立地が加速し、アマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社（本社：千葉県）・日本通運株式会社（本社：東京都）が倉庫・物流センターを多治見市に、トヨタ自動車株式

会社（本社：愛知県）が車両修理技術向上・育成等を目的とした施設を多治見市に、日本特殊陶業株式会社（本社：愛知県）がスパークプラグ用絶縁体工場を可児市に、株式会社川本製作所（本社：愛知県）がポンプ製造工場を土岐市に、三菱電機株式会社（本社：東京）が鉄道車両用電機品工場を恵那市に、株式会社アイシン（本社：愛知県）が自動車用自動変速機及び部品製造工場を瑞浪市に、株式会社三井ハイテック（本社：福岡県）が駆動・発電用モーターコア工場を可児市に、日本ガイシ株式会社（本社：愛知県）が半導体製造装置用セラミックス工場を多治見市に立地を決めており、今後も産業集積が見込まれる地域であり、特定業務施設の整備（移転・拡充）が期待されている。

（４）地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

①地域再生法第１７条の２第１項第１号に掲げる事業

【事業概要】

企業等により実施される東京２３区からの移転を伴う特定業務施設の整備

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和１３年３月

【実施場所】

本計画５－３（２）イで定める地方活力向上地域内

②地域再生法第１７条の２第１項第２号に掲げる事業

【事業概要】

企業等により実施される特定業務施設の整備（移転・拡充）

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和１３年３月

【実施場所】

本計画５－３（２）ロで定める地方活力向上地域内

ロ 不動産取得税の課税免除制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う課税免除制度を新たに創設する。

【実施主体】

岐阜県

【実施期間】

平成３０年４月から令和８年３月

ハ 事業税の不均一課税制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う不均一課税制度を新たに創設する。

【実施主体】

岐阜県

【実施期間】

平成27年10月から令和8年3月

ニ 固定資産税の課税免除及び不均一課税制度の創設

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備を促進するため、当該整備に伴う課税免除及び不均一課税制度を新たに創設する。

【実施主体】

課税免除：多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、御嵩町

不均一課税：中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町

【実施期間】

課税免除：平成30年4月から令和8年3月：恵那市、土岐市、御嵩町

平成30年6月から令和8年3月：多治見市

平成30年7月から令和8年3月：中津川市、瑞浪市

不均一課税：平成28年4月から令和8年3月：中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取り組み

イ ワンストップ相談窓口の設置又は機能強化

【事業概要】

企業の特定期業務施設の整備が円滑に進むよう、煩雑な各種手続きをワンストップで総合的に支援する体制を整備（設置又は機能強化）する。

当該相談窓口では、適地紹介、各種補助制度の手続き支援、移住・定住促進部署と連携した生活面での支援等を行う。

【実施主体】

岐阜県、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町

【実施期間】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【参 考】

岐阜県では、平成27年4月1日に本社機能移転サポート窓口を設置。

ロ 特定業務施設の整備に対する財政支援の拡充

【事業概要】

企業等の特定業務施設の整備に対する財政支援として、投資金額の1割を補助する制度、固定資産税相当額や都市計画税相当額を3～5年間助成する制度、また操業にあたって新たに雇用した従業員のうち当該市町に在住する方に対し、1人あたり15～30万円を交付する雇用促進奨励金制度等を新たに創設、また既存制度の拡充を図る。

【実施主体】

岐阜県、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【参 考】

岐阜県では、平成27年度に岐阜県本社機能移転促進事業補助金を創設。平成30年10月に雇用要件を10人（中小企業5人）から5人（中小企業2人）に引き下げ、制度を拡充している。さらに、令和元年10月から、東京23区内からの本社機能移転に対する補助メニューを拡充し、補助金額を5億円上乗せし、最大10億円に拡充。

なお、平成27年4月から、製造業の立地を対象とした岐阜県企業立地促進事業補助金について、新たに中小企業枠を設け、投資額要件を10億円以上から5億円以上に引き下げ、制度を拡充している。

ハ 人材の確保に関する支援

①岐阜県中小企業総合人材確保センター等を活用した支援

【事業概要】

生活・就労相談業務、就職促進業務を展開している岐阜県総合人材チャレンジセンターや、平成29年4月に、県内企業の人材確保に関する総合支援拠点として設立された岐阜県中小企業総合人材確保センターを活用し、企業等の人材の確保を支援する。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

②就職促進フォーラム・就職説明会の開催等

【事業概要】

教育機関の進路相談員と企業の採用担当者との交流会の開催や、近隣市町や管轄ハローワークと連携するなどし、求職者や新卒就職希望者等を対象に就職説明会を開催するなど、地元での雇用確保を支援する。

【実施主体】

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

ニ 工場用地の開発促進

①工場用地の開発支援

【事業概要】

県内の工場用地開発を戦略的に推進するため、市町村の工場用地候補地の基本的調査（開発可能性調査・需要調査）を実施するなど、関係機関の開発支援を展開し、企業の特定業務施設の整備を促す。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

【事業概要】

市町村の工場用地開発をさらに推進するため、市町村の要請に応じて専門家（アドバイザー）を派遣し、候補地により異なる工場用地開発に関する課題の整理・解決を支援する。

【実施主体】

岐阜県

【実施時期】

平成30年4月から令和13年3月

【参 考】

岐阜県では、市町村等が計画する工場用地の開発を促進させるため、開発手法の提供や支援を展開している。

②工場用地の開発・整備

【事業概要】

関係機関と連携し、新たな工場用地の開発を進め、企業等の特定業務施設の整備を促す。

【実施主体】

多治見市、中津川市、恵那市、可児市

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和13年3月

ホ 特定業務施設の整備企業の従業員を対象とした生活面での支援

【事業概要】

移住・交流セミナーの開催、空き家バンク等を活用した住まいに関する情報提供や教育・医療等に係る生活情報の提供、移住・定住に係る補助制度等による生活面全般のサポートを実施する。

【実施主体】

岐阜県、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市

【実施時期】

地域再生計画認定の日から令和 1 3 年 3 月

【参 考】

岐阜県では、首都圏の移住希望者に向けた相談窓口として「清流の国ぎふ 移住・交流センター」を平成 2 7 年 4 月に東京都に開設している。

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日

7 目標の達成状況にかかる評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

本計画 4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間中毎年度、必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うものとする。

目標 1 の企業の特定期業務施設の整備件数は、地方活力向上地域等特定期業務施設整備計画の県認定件数から算出し、目標 2 の就労機会の増大・雇用の場の創出は、地方活力向上地域等特定期業務施設整備計画の実績から算出する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

(単位：件、人)

<東濃クロスエリア>

年度 目標	27 1年 次	28 2年 次	29 3年 次	30 4年 次	31 5年 次	2 6年 次	3 7年 次	4 8年 次	5 9年 次	6 10年 次	7 11年 次	8 12年 次	9 13年 次	10 14年 次	11 15年 次	12 最終 年度	合計
企業等の特定 業務施設の整備件数 【目標1】	1	2	1	2	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	12
移転型事業の 認定件数	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
拡充型事業の 認定件数	1	1	1	2	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	10
就労機会の増大・ 雇用の場の創出 【目標2】	7	14	7	14	7	1	1	2	1	0	0	1	0	0	1	0	56
移転型事業で の雇用創出	0	7	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	10
拡充型事業で の雇用創出	7	7	7	14	7	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	46

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

本計画4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに岐阜県のホームページで公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし